九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

契丹における中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識について

藤野, 月子
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

https://doi.org/10.15017/1468019

出版情報：史淵. 151, pp.1-26, 2014-03-14. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

九州大学大学院人文科学研究院
『史淵』第151輯抜刷
2014年3月発行

契丹における中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識について

藤野月子

契丹における中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識について

藤　野　月　子

はじめに

古代から中国は様々な手段を用いて近隣諸国との関係を維持してきた。この一つに中国皇帝の女が近隣諸国へ嫁ぐという婚姻に基づいた外交政策が存在する。所謂、和蕃公主の降嫁である。現在へ至るまでの筆者自身の研究において、前漢から北宋まで和蕃公主の降嫁を巡る変遷の過程について注目してきた。そこで、漢民族王朝と、北方諸族及びこの影響を強く受けて建国された王朝とにおける和蕃公主の降嫁の捉え方について比較した(1)。また、実際の婚儀の場における和蕃公主の降嫁の状況を具体的に解明するため、和蕃公主の降嫁儀礼について再現することを目指した(2)。更に、和蕃公主の降嫁に伴う中原王朝から近隣諸国へのヒトとモノとの移動において、如何なる時代性が表出されていたのかについて検討した(3)。諸点の考察を通じ、五胡十六国北朝隋唐の時代における特異性について追究した。そして、和蕃公主の降嫁は五胡十六国北朝を承けた隋唐において中国皇帝から近隣諸国へ恵み与えられる恩寵へと展開し、盛んに実施されるに至ったということが際立っており、一方、他の時代においてこうした性格を有していなかったということについて指摘するに至ったのである。

しかし、以上の見解を以て和蕃公主の降嫁を巡る実態が充分に結論付けられたとは断定し難い。何故なら、安史の乱以降の中原王朝では和蕃公主の降嫁が減衰していった傾向と全く異なり、一〇世紀以降に建国された契丹をはじめとする西夏・金・元の非漢民族王朝では、婚姻に基づいた外交政策の実施が再び

盛んに見られるようになっていったためである。とすれば、このことを如何に捉えるべきかという課題が自ずから設定されるであろう(4)。つまり、現在へ至るまでの筆者自身の研究と関連付け、そのような非漢民族王朝における婚姻に基づいた外交政策の実態を詳細に亘って追究する必要性が生じているのである。

因みに、近年、杉山正明氏は、北周・隋・唐は王家が通婚し、政権・国家形態・システム等もほぼ変わらないとして、北魏から始まるこれらの国家を「拓跋国家」として捉えることを提唱されている(5)。その見解は以降の元へ至るまでの非漢民族王朝をも視野に収めた巨視的なものであるが、この当否は個別に様々な事例を通じて論じていくべきであろう。筆者の目的は、婚姻に基づいた外交政策を巡り、五胡十六国北朝隋唐における事例と契丹西夏金元における事例とを比較することにある。その作業を行うことが、ひいては「拓跋国家」に関する具体的な分析へも繋がるであろう。

従って、この第一歩として、まず契丹における婚姻に基づいた外交政策の実態を解明することから取り組むこととする。当該時代の国際関係を巡り、既に、田村実造・愛宕松男・島田正郎をはじめとする諸氏によって重厚な研究が積み重ねられてきている(6)。北宋以降、漢民族王朝と非漢民族王朝とがほぼ対等の立場で盟約を締結するようになり、東アジアにおける国際関係の一大転換がもたらされたと指摘されてきた。こうした成果を踏まえつつ、近年、毛利英介・古松崇志・井黒忍をはじめとする諸氏によって契丹以降の国際関係に対する新たな知見が続々と構築されてきている(7)。一一〜一三世紀の東部ユーラシアにおける盟約に基づいた多数の国家が共存し得るシステムの存在が提唱され、「澶淵体制」と称された。これは、様々な分野から再検討が求められてきている「冊封体制」の概念を乗り越えるべく示された注目すべき枠組みである。しかし、そこで、国際関係の追究において重要な要素となる婚姻に基づいた外交政策を考察対象の中心としたものは見られない。このため、それについて言及することは「澶淵体制」に関する議論の深化へも繋がるであろう。

なお、現在へ至るまでの筆者自身の研究において、和蕃公主を降嫁する立場

である中原王朝側からの視点を中心に探ってきた。つまり、和蕃公主を降嫁される立場である近隣諸国側からの視点は不充分であったといえる。一方、ここで取り上げる契丹は、耶律阿保機（太祖）が建国して以降、西夏をはじめとする近隣諸国へ盛んに公主降嫁を行っているものの、以前は唐から幾度も和蕃公主の降嫁を受けていた。とすれば、契丹は公主を降嫁する側・される側という双方の立場であったこととなる。当然ながら契丹で実施される婚姻に基づいた外交政策には、そのような以前に唐から受けた和蕃公主の降嫁に関する記憶・経験が大きな作用を及ぼしているであろうことは想像するに難くない。また、同時に、契丹と五代諸朝及び北宋とが交渉を行うにあたり、両者の間で婚姻にかかわる話が持ち上がった事例もしばしば見られるが、この際、いずれも最終的にその婚姻は成立しなかった。では、果たしてここに如何なる背景が存在していたのであろうか。その実態に迫るため、改めて契丹の建国前後の時代を通じ、中原王朝との婚姻に基づいた外交政策の推移を詳細に亘って追究する必要性が生じているのである。

よって、以上の如き問題意識から、本稿では、契丹における中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識を巡り、建国前後の時代を通じ、①唐との間で実施された和蕃公主の降嫁に対する認識は如何なるものであったのか、②五代諸朝との間で浮上した婚姻に基づいた外交政策に対する認識は如何なるものであったのか、③北宋との間で浮上した婚姻に基づいた外交政策に対する認識は如何なるものであったのか、について年代順に考察することとする。この上で、契丹が有していた外交戦略の理念及びその展開の過程に関する一端を解明することを目指したい。

一　唐代における和蕃公主の降嫁に対する認識について

本節では、契丹において中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識が如何なる変遷を遂げているのかその実態を解明するため、まず、耶律阿保機が建国する以前の契丹を考察対象として和蕃公主が降嫁された唐代の状況について見てみる（後掲の表は唐代に行われた和蕃公主の降嫁事例について年代順

に示したものである)。

表<唐代に行われた和蕃公主の降嫁事例>

	年代	出自	降嫁先	出典
①	貞観一四 (六四〇)年	宗女 弘化公主	吐谷渾 慕容諾曷鉢	『旧唐書』巻一九八 吐谷渾伝、 『新唐書』巻二二一上 吐谷渾伝
②	貞観一五 (六四一)年	宗女 文成公主	吐蕃 棄宗弄讃	『旧唐書』巻一九六上 吐蕃伝上、 『新唐書』巻二一六上 吐蕃伝上
③	景龍四 (七一〇)年	宗女 雍王守礼女　金城公主	吐蕃 棄隷蹜賛	『旧唐書』巻一九六上 吐蕃伝上、 『新唐書』巻二一六上 吐蕃伝上
④	開元五 (七一七)年	宗女 従外甥辛景初女　固安公主	奚 李大酺	『旧唐書』巻八 玄宗紀、 『新唐書』巻二一九 奚伝
⑤	開元五 (七一七)年	宗女 東平王外孫楊元嗣女　永楽公主	契丹 李失活	『旧唐書』巻八 玄宗紀、 『新唐書』巻二一九 契丹伝
⑥	開元一〇 (七二二)年	宗女 成安公主女　東光公主	奚 李魯蘇	『旧唐書』巻一九九下 奚伝、 『新唐書』巻二一九 奚伝
⑦	開元一〇 (七二二)年	宗女 従妹夫慕容嘉賓女　燕郡公主	契丹 李鬱于	『旧唐書』巻八 玄宗紀、 『新唐書』巻二一九 契丹伝
⑧	開元一〇 (七二二)年	家臣女 阿史那懐道女　交河公主	突騎施 蘇禄	『旧唐書』巻一九四下 突厥伝下、 『新唐書』巻二一五下 突厥伝下
⑨	開元一四 (七二六)年	宗女 従外甥女　東華公主	契丹 李邵固	『旧唐書』巻八 玄宗紀、 『新唐書』巻二一九 契丹伝
⑩	天宝三 (七四四)載	宗女 四従弟参女　和儀公主	寧遠国 阿悉爛達干	『新唐書』巻二二一下 寧遠伝下
⑪	天宝四 (七四五)載	宗女 外甥女　宜芳公主	奚 李延寵	『旧唐書』巻九 玄宗紀、 『新唐書』巻二一九 奚伝
⑫	天宝四 (七四五)載	宗女 外孫女　静楽公主	契丹 李懐節	『旧唐書』巻九 玄宗紀、 『新唐書』巻二一九 契丹伝
⑬	乾元元 (七五八)年	粛宗女 寧国公主	ウイグル 葛勒可汗	『旧唐書』巻一九五 廻紇伝、 『新唐書』巻二一七上 回鶻伝上
⑭	大暦四 (七六九)年	家臣女 僕固懐恩女　崇徽公主	ウイグル 牟羽可汗	『旧唐書』巻一二一 僕固懐恩伝、 『新唐書』巻二一七上 回鶻伝上
⑮	貞元四 (七八八)年	德宗女 咸安公主	ウイグル 合骨咄禄毗伽可汗	『旧唐書』巻一三〇 関播伝、 『新唐書』巻二一七上 回鶻伝上
⑯	長慶元 (八二一)年	憲宗女 太和公主	ウイグル 登里羅羽録没密施句主禄毗伽可汗	『旧唐書』巻一九五 廻紇伝、 『新唐書』巻二一七下 回鶻伝下

既に、現在へ至るまでの筆者自身の研究において、唐は和蕃公主の降嫁を中国皇帝から近隣諸国へ恵み与える恩寵として盛んに行ったこと、統一王朝の勢威を背景に近隣諸国へ至るまで中国文化を徹底させて主導権を握ろうとしたことを論じてきた[8]。このことは、近隣諸国からの求婚を唐が許可している点、『大唐開元令』公主降嫁の条で規定された儀礼に則って婚儀が実施されている

点等から窺うことが出来る。なお、その諸点は、唐から契丹へ行われた和蕃公主の降嫁事例を通じても具体的に見て取ることが可能である。例えば、開元一〇（七二二）年、契丹の君長の李鬱于が自ら唐へ入朝した上で求婚したときのこととして、『旧唐書』巻一九九下 北狄 契丹伝の条に、

> 鬱于入朝請婚。上又封従妹夫率更令慕容嘉賓女為燕郡公主以妻之、仍封鬱于為松漠郡王、授左金吾衛員外大将軍兼静析軍経略大使、賜物千段。

とある（表⑦）。このとき、契丹からの求婚を唐が許可していることがわかる。また、開元五（七一七）年、契丹の君長の李失活へ永楽公主を降嫁したときのこととして、同条に、

> 詔曰、「故東平王外孫正議大夫復州司馬楊元嗣第七女。…納采、問名、茲焉迨吉。…封永楽公主、出降契丹松漠王李失活…」。

とある（表⑤）。このとき、唐から契丹へ和蕃公主を降嫁するにあたり、『大唐開元令』公主降嫁の条で規定された儀礼に則って納采・問名・納吉の婚儀が実施されていることがわかる。そうした諸点からも、唐は和蕃公主の降嫁を中国皇帝から近隣諸国へ恵み与える恩寵として盛んに行ったこと、統一王朝の勢威を背景に近隣諸国へ至るまで中国文化を徹底させて主導権を握ろうとしたことが改めて確認し得る。

では、和蕃公主を降嫁される立場である契丹はこれを如何に捉えていたのであろうか。残念ながら当時の状況について中原王朝の史料に基づく以外、有効な手段が存在しないため、その認識を細部に至るまで論じることは困難であるとも思われる。このような中にあり、田村氏が指摘している如く、契丹の君長は唐から漠郡郡王や漠郡都督へ任命されることによってその支持を背景に国内における自らの権力を広げていたとされている[(9)]。とすれば、これと同様に唐との結び付きを利用し、契丹の君長は唐から和蕃公主が降嫁されることによっても国内における自らの地位を保っていたといえよう。つまり、降嫁する側の唐のみならず降嫁される側の契丹も和蕃公主を恩寵として捉えていたと考えて大過ない。

しかし、安史の乱の前後へ至ると様相は異なってきた。それを端的に示した

記述がある。即ち、天宝四（七四五）載、契丹の君長の李懐節へ静楽公主を降嫁したときのこととして、『新唐書』巻二一九 北狄 契丹伝に、

契丹大酋李懐節降、拝松漠都督、封崇順王、以宗室出女独孤為静楽公主妻之。是歳、殺公主叛去、范陽節度使安禄山討破之。

とある（表⑫）。このとき、李懐節は降嫁された静楽公主を殺害して唐から離反していることがわかる[10]。契丹にとって和蕃公主は唐から恵み与えられた恩寵ではなく、最早、単なる足枷にしか過ぎなくなってしまった。そこに、唐による国際支配体制の影響力が弱体化するに伴い、以前と大きく掛け離れてきた契丹における和蕃公主の降嫁に対する認識の推移を窺うことが出来よう。

後に、唐から離反した契丹はウイグルの傘下へと入った。このことを記す史料として、『新唐書』巻二一九 北狄 契丹伝に、

至徳・宝応時再朝献、大暦中一三、貞元間三、元和中七、大和・開成間凡四。然天子悪其外附回鶻、不復官爵渠長。

とある。なお、前掲の表にある如く、唐代後半以降、和蕃公主の降嫁が行われた近隣諸国はそのウイグルのみである。ここで、当時における唐とウイグルとの関係について見てみると、金子修一氏が指摘されている如く、国際文書の形式を通じ、元和年間（八〇六～八二〇年）に敵国関係となった一時期を除き、そのほとんどの場合に両国は兄弟関係及び君臣関係であった[11]。例えば、貞元三（七八七）年、中書侍郎の李泌の言として、『資治通鑑』巻二三三 徳宗紀 貞元三（七八七）年の条に、

対曰、「臣今請以書与之約、称臣、為陛下子、毎使来不過二百人、印馬不過千匹、無得攜中国人及商胡出塞…」。上曰、「自至徳以来、与為兄弟之国。今一旦欲臣之、彼安肯和乎」。対曰、「彼思与中国和親久矣、其可汗・国相素信臣言、若其未諧、但応再発一書耳」。上従之。

とある。このとき、至徳年間（七五六～七五八年）以降、唐とウイグルとは兄弟関係であったものから、貞元三（七八七）年以降、君臣（父子）関係となったことがわかる。また、会昌元（八四一）年、唐がウイグルへ送った国際文書として、『唐大詔令集』巻一二九 賑卹の条に、

…回鶻累代姻親、久修臣礼。服我声教、保茲信誠。嘗以国難、識其忠良。…

とある。このとき、両国は君臣関係であったことがわかる。それを前掲の表と合わせ考えると、唐からウイグルへ和蕃公主が降嫁された際、このほとんどの場合に兄弟関係及び君臣関係に基づいて実施されたということである。その点は、唐からウイグルへ行われた和蕃公主の降嫁事例を通じても具体的に見て取ることが可能である。例えば、乾元元（七五八）年、ウイグルの君長の葛勒可汗へ寧国公主を降嫁したときのこととして、『唐大詔令集』巻二四 和蕃の条に、

…頃自凶渠作乱、宗社阽危。回紇特表忠誠、載懐奉国。所以兵踰絶漠、力徇中原。亟除青犢之妖、実頼烏孫之助。而先有情款、固求姻好。…宜以幼女封為寧国公主。…

とある（表⑬）。このとき、安史の乱を平定した功労によってウイグルからの求婚を唐が許可していることがわかる。また、貞元三（七八七）年、ウイグルの君長の合骨咄禄毗伽可汗が唐へ礼物を献上した上で求婚したときのこととして、『旧唐書』巻一九五 廻紇伝に、

迴紇可汗遣首領墨啜達干・多覧将軍合闕達干等来貢方物、且請和親。

とある（表⑮）。このとき、ウイグルは唐へ礼物を献上した上で求婚していることがわかる。続いて、貞元四（七八八）年、ウイグルの合骨咄禄毗伽可汗が唐から求婚を許可されたときのこととして、同伝に、

時迴紇可汗喜於和親、其礼甚恭、上言、「昔為兄弟、今為子壻、半子也」。又詈辱吐蕃使者、及使大首領等妻妾凡五十六婦人来迎可敦、凡遣人千余、納聘馬二千。

とある（表⑮）。このとき、ウイグルは和蕃公主の降嫁が許可されたために喜んで礼を尽くし、再び唐へ礼物を献上していることがわかる。そうした諸点からも、唐からウイグルへ和蕃公主が降嫁された際、少なくとも建前上は両国の間に上下関係が生じていたことが改めて確認し得る。

しかし、先に発表した小論において筆者は同時に次のことも指摘した。つまり、前掲の表にある如く、唐代前半では契丹をはじめとしてすべて仮公主が降嫁したため、資装費（持参金）の額は二〇万緡に留まっていたものの、安史の

乱以降では強力なウイグルを懐柔するため、資装費の額が五百万緡に上る真公主をも降嫁する必要性に迫られていたのである[12]。そして、このような中にあり、契丹は唐から離反してウイグルの傘下へと入っていた。因みに、契丹はウイグルから与えられたその印を使用していたという。即ち、会昌二（八四二）年、幽州節度使の張仲武が契丹へ新たに唐の印を授けたときのこととして、『新唐書』巻二一九 北狄 契丹伝に、

於是幽州節度使張仲武為易回鶻所与旧印、賜唐新印、曰「奉国契丹之印」。

とある。このとき、松井太氏が指摘されている如く、契丹はウイグルから与えられた印を使用していたため、ウイグルの政治的な影響力が契丹へ強く及んでいたことがわかる[13]。なお、ウイグルは唐へスパイを放っていた。そのことを示した記述に、元和五（八一〇）年、白居易の上奏文として、『資治通鑑』巻二三八 憲宗紀 元和五（八一〇）年の条に、

臣聞回鶻・吐蕃皆有細作、中国之事、小大尽知。今聚天下之兵、唯討承宗一賊、自冬及夏、都未立功。則兵力之強弱、資費之多少、豈宜使西戎・北虜一一知之、忽見利生心、乗虚入寇。

とある。更に、ウイグルの唐におけるスパイ役を務めていた存在を記す史料として、『旧唐書』巻一八〇 張仲武伝に、

先是、奚・契丹皆有迴鶻監護使、督以歳貢、且為漢諜。至是、遣裨将石公緒等諭意両部、凡戮八百余人。

とある。当該事例について、日野開三郎氏は、ウイグルが服属していた奚及び契丹へ監護使（吐屯（Tudun））の一団を置き、貢納を厳しく督促すると共に唐の情報収集へも当たらせていたと指摘されている[14]。そうした諸点を合わせ考えると、当時、ウイグルの政治的な影響力が強く及んでおり、なおかつ、このスパイ役として唐で諜報活動を繰り広げていた契丹は、唐からウイグルへ行われた和蕃公主の降嫁が、建前としては上下関係に基づいて実施されながらも、本当の目的はウイグルが唐から莫大な額の資装費をせしめるためであったということを把握していたといえよう。そこにも、唐による国際支配体制の影響力が弱体化するに伴い、以前と大きく掛け離れてきた契丹における和蕃公主

の降嫁に対する認識の推移を窺うことが出来る。

以上、本節では、唐代において、契丹が和蕃公主の降嫁を如何に認識していたのかについて追究してきた。唐代前半に契丹は唐から幾度も和蕃公主の降嫁を受けている。唐との結び付きを利用し、契丹の君長は唐から和蕃公主が降嫁されることによって国内における自らの地位を保っていた。降嫁する側の唐のみならず降嫁される側の契丹も和蕃公主を恩寵として捉えていたのである。しかし、安史の乱の前後へ至ると様相は異なってきた。契丹は降嫁された和蕃公主を殺害して唐から離反している。契丹にとって和蕃公主は唐から恵み与えられた恩寵ではなく、最早、単なる足枷にしか過ぎなくなってしまった。唐代後半以降、契丹はウイグルの傘下へと入り、このスパイ役として唐で諜報活動を繰り広げている。ウイグルの政治的な影響力が強く及んでいた契丹は、唐からウイグルへ行われた和蕃公主の降嫁が、建前としては上下関係に基づいて実施されながらも、本当の目的はウイグルが唐から莫大な額の資装費をせしめるためであったということを把握していたといえよう。つまり、統一王朝としての唐の勢威が衰退するに伴い、その恩寵的な側面が消失していくことを明確に理解していた契丹における和蕃公主の降嫁に対する認識の変遷を辿り得るのである。

二　五代における中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識について

前節では、唐代において、契丹が和蕃公主の降嫁を如何に認識していたのかについて考察してきた。約三〇〇年間も存続した唐の滅亡によって中原王朝では諸国が乱立・興亡する。一方、同時期に北方では耶律阿保機の下に契丹が強大な軍事力を誇るようになっていった。このような中にあり、五代諸朝と契丹との間で婚姻にかかわる話が持ち上がった事例としては、最終的に成立しなかったが、後梁の朱全忠（太祖）と耶律阿保機との間で甥舅関係を結ぶ案が浮上した事例を見て取ることが可能である。では、果たしてそこに如何なる背景が存在していたのであろうか。また、前代の和蕃公主の降嫁を巡る記憶・経験は何らかの作用を及ぼしているのであろうか。よって、本節では、契丹におい

て中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識が如何なる変遷を遂げているのかその実態を解明するため、続いて、この事例に関して見てみる。

五代において、後梁の朱全忠と耶律阿保機との間で盟約が締結された（最終的に不成立）。しかし、実際にはそれ以前、朱全忠と対立する晋の李克用（後唐の献祖）と耶律阿保機との間でも既に盟約が締結されていたのである。所謂、雲中会盟である。即ち、天祐二（九〇五）年、その二つの盟約を示す記述として、『新五代史』巻七二 四夷附録第一 契丹伝に、

> 梁将簒唐。晋王李克用使人聘于契丹。阿保機以兵三十万会克用於雲州東城、置酒、酒酣、握手約為兄弟。克用贈以金帛甚厚、期共挙兵撃梁。阿保機遺晋馬千匹、既帰而背約、遣使者袍笏梅老聘梁。梁遣太府卿高頃・軍将郎公遠等報聘。逾年、頃還。阿保機遣使者解里随頃、以良馬・貂裘・朝霞錦聘梁、奉表称臣、以求封冊。梁復遣公遠及司農卿渾特以詔書報労、別以記事賜之、約共挙兵滅晋、然後封冊為甥舅之国、又使以子弟三百騎入衛京師。…渾特等至契丹。阿保機不能如約。梁亦未嘗封冊。

とある。このとき、まず李克用と耶律阿保機との間で兄弟関係を結んだ上で両国が共に後梁を攻撃することが取り決められていることがわかる。後に耶律阿保機は李克用に背き、逆に朱全忠に称臣しており、後梁が契丹を冊封した上で甥舅の国となることが論じられていた。当該事例について、毛利氏は、耶律阿保機は李克用と朱全忠とを両者共に上手く利用しようとしていたと指摘している[15]。そして、耶律阿保機は最終的に朱全忠の方を唐の後継者であると捉えて下手に出ており、朱全忠と耶律阿保機との関係は以前における唐と契丹との君臣関係を踏まえたものであるとしている。更に、この関係は、澶淵の盟の原型である李克用と耶律阿保機との間で締結された雲中会盟の如く対等を意味する関係とは全く異なるものであると結論付けている。筆者もそうした氏の見解に大筋で賛同するものである。一方、同時に氏は、ここで後梁と契丹とが甥舅の国となることが論じられているため、両者の間で公主を降嫁する案が浮上したとも指摘している。また、崔明徳氏の指摘によると、両者の間で論じられている甥舅の国とは、即ち、婚姻を結ぶことであり、軍事同盟を締結するために

婚姻が行われようとしていたことは明らかであるともされている[16]。しかし、耶律阿保機を取り巻く当時の状況を考慮すると、果たして本当にそのような理解のみで良いのであろうか。まず、この点について検討してみよう。

何故なら、筆者が疑念を抱く理由として、金子氏が指摘している如く、唐代では中原王朝と近隣諸国との間で和蕃公主を降嫁することと甥舅関係を結ぶこととは絶対的にイコールではないとされているからである[17]。その上で氏は、唐代において、吐蕃のみが甥舅関係であるとされていたことを挙げている。従って、唐と吐蕃との関係について見てみよう。周知の如く、両国の間で建中会盟及び長慶会盟が締結された[18]。まず、建中四（七八三）年、建中会盟が行われたときの会盟文を載せて、『旧唐書』巻一九六上 吐蕃伝上に、

> 文曰、「唐有天下、恢奄禹跡、舟車所至、莫不率俾。以累聖重光、歴年為永、彰王者之丕業、被四海之声教。与吐蕃賛普、代為婚姻、固結隣好、安危同体、甥舅之国、将二百年…」。

とある。このとき、唐と吐蕃とは代々に亘って婚姻が結ばれてきた甥舅の国であったことが示されていることがわかる。当該会盟に関し、金子氏が指摘している如く、それ以前まで唐は吐蕃を臣下とみなしていたが、これ以降に両国は正式に対等な敵国関係へと至ったのである[19]。続いて、長慶元（八二一）年、長慶会盟が行われたときの会盟文を載せて、佐藤長氏の「唐蕃会盟碑の研究」に、

> 大唐文武孝徳皇帝□□□□大蕃聖神賛普、舅甥二主商議、社稷如一、結立大和盟約、永無淪替。神人倶以証知、世世代代、使其称讃、是以盟文節目、題之於碑也。

とある[20]。同様にこのときも、唐と吐蕃とが舅甥（甥舅）関係であったことが示されていることがわかる。なお、佐藤氏が指摘されている如く、吐蕃側の史料にも両国は甥舅関係であったことが示されているという[21]。それ以降、唐と吐蕃との国境は画定し、両国の間で戦闘はほとんど見られなくなった。これは、金子氏が指摘している如く、当該会盟によって両国の関係が安定したことで唐は吐蕃を敵国関係として扱うようになったためである[22]。そうした諸点から、当時、唐と吐蕃とは甥舅関係であり、同時にこれは対等な敵国関係で

もあったことが確認し得る。では、その甥舅関係であった建中会盟及び長慶会盟の際、実際に唐から吐蕃へ和蕃公主が降嫁されたのであろうかというと、答えは否である。前掲の表にある如く、唐代前半において唐から吐蕃へ文成公主（表②）及び金城公主（表③）が降嫁された。後に、吐蕃が唐へ金城公主の死亡を告げたときのこととして、開元二九（七四一）年、『旧唐書』巻一九六上 吐蕃伝上に、

金城公主薨。吐蕃遣使来告哀、仍請和。上不許之。使到数月後、始為公主挙哀於光順門外、輟朝三日。

とある。これ以降、唐から吐蕃へ和蕃公主は降嫁されていない。とすれば、建中会盟及び長慶会盟における甥舅関係とは、当時、会盟に伴って両国の間で婚姻が行われたことを示すわけではなく、それ以前に実施された文成公主及び金城公主の降嫁事例を踏まえて表現されたものであるといえよう。つまり、甥舅関係であったからといって必ずしもこの場で実際に婚姻が行われたとは限らないのである。

では、唐代後半において唐から盛んに和蕃公主を降嫁されたウイグルの場合は如何であろうか。因みに、崔氏の指摘によると、『新五代史』巻七四 四夷附録第三 回鶻伝に、

有居甘州・西州者嘗見中国、而甘州回鶻数至、猶呼中国為舅。中国答以詔書亦呼為甥。

とあり、また、『宋史』巻四九〇 外国第六 回鶻伝に、

先是、唐朝継以公主下嫁。故回鶻世称中朝為舅。中朝毎賜答詔亦曰外甥。

とあるため、唐とウイグルとは甥舅関係であり、なおかつ、唐代において実際に和蕃公主が降嫁されていたという点を根拠に、五代において後梁と契丹との間でも甥舅の国となって婚姻が行われようとしていたことは明らかであるとしている[23]。一方、先述した如く、唐からウイグルへ和蕃公主が降嫁された際、そのほとんどの場合に兄弟関係及び君臣関係に基づいて実施されたものであった。更に、管見の及ぶ限り、前掲の『新五代史』及び『宋史』以外に『旧唐書』及び『新唐書』等をはじめとする諸史料中にも、唐とウイグルとが甥舅

関係であったことを示す記述は見受けられない[24]。つまり、ウイグルは甥舅関係ではないものの、唐と婚姻を行っていたということとなる。唐と甥舅関係を結んだ近隣諸国は吐蕃のみであった。とすれば、前掲の『新五代史』及び『宋史』の史料は、唐代の状況を正確に伝えていないということとなる。むしろ、ウイグルが唐から和蕃公主を降嫁されていたという事例に基づき、なおかつ、唐と甥舅関係であった吐蕃と同様、安史の乱以降、唐の弱体化に伴って唐・吐蕃・ウイグルによる一時的な三国鼎立を成立させた強国として捉えられていたという実態を踏まえ、唐とウイグルとが甥舅関係であったと表現していると理解して大過ない。加えて、咸平四（一〇〇一）年、北宋の真宗がウイグルの君長の王禄勝へ下した詔を載せて、『宋史』巻四九〇 外国第六 回鶻伝に、

> 因降詔禄勝曰、「賊遷凶悖、人神所棄。卿世済忠烈、義篤舅甥、継上奏封、備陳方略、且欲大挙精甲、就覆残妖、拓土西陲、献俘北闕…」。

とある。このときも、北宋とウイグルとが舅甥（甥舅）関係であったことがわかる。しかし、当時、実際に北宋からウイグルへ公主が降嫁されたことを窺うことは出来ない。そうした諸点からも、やはり、甥舅関係であったからといって必ずしもこの場で実際に婚姻が行われたとは限らないことが改めて確認し得る。

以上、朱全忠と耶律阿保機との間で盟約が締結された際、後梁と契丹とは甥舅の国となることが論じられたということについて追究してきた。確かに、後梁と契丹とは、以前に唐から契丹へ和蕃公主が降嫁されていたという事例を踏まえて甥舅の国となったと考えられる。しかし、同様に吐蕃やウイグルが以前に唐から和蕃公主が降嫁されていたという事例を踏まえ、以降にそれぞれ甥舅関係であったと表現されている如く、このとき、甥舅の国となることが論じられたからといって必ずしもその場で実際に公主を降嫁する話が持ち上がったとするのは早急であって断定し難いといえよう。では、朱全忠と耶律阿保機との間で盟約が締結された際に論じられた甥舅関係とは、単に以前における唐と契丹との婚姻に擬えてそのまま継承しているだけなのであろうか。耶律阿保機を取り巻く当時の状況を考慮すると、筆者には彼が抱いていた別の理由が見えて

くるように思われるのである。次に、この点について検討してみよう。

その問題について言及する際、唐末に強大な軍事力を誇るようになっていった南詔の場合が有力な手掛かりとなる。因みに、崔氏の指摘によると、『新五代史』巻七四 四夷附録第三 南詔伝に、

南詔所居曰苴咩城。亀年等不至苴咩、至善闡、得其要約与唐為甥舅。僖宗許以安化公主妻之南詔大喜、遣人随亀年求公主。已而、黄巣敗、收復長安。僖宗東還乃止。

とあるため、唐と南詔とは甥舅関係となり、なおかつ、唐代において和蕃公主を降嫁する案が浮上していたという点を根拠に、五代において後梁と契丹との間でも甥舅の国となって婚姻が行われようとしていたことは明らかであるとしている[25]。ところで、唐に対する南詔の交渉には、唐と吐蕃との関係を踏まえたといえる点が存在する。例えば、乾符三（八七六）年、南詔の遣使を伝えて、『新唐書』巻二二二中 南蛮伝中 南詔の条に、

遣清平官酋望趙宗政、質子三十入朝乞盟、請為兄弟若舅甥。

とある。南詔のそのような行動は、金子氏が指摘している如く、唐とウイグルとの兄弟関係及び唐と吐蕃との甥舅関係を踏まえた上で対等な敵国関係に基づいた待遇を求めるものであった[26]。更に、前掲の『新五代史』の史料中にある如く、唐から和蕃公主の降嫁を許可された南詔は迅速な実施を要求している。即ち、広明元（八八〇）年、南詔の君長の法（隆舜）が唐へ遣使したときのこととして、『新唐書』巻二二二中 南蛮伝中 南詔の条に、

法遣宰相趙隆眉・楊奇混・段義宗朝行在、迎公主。

とある。南詔が唐へ和蕃公主の降嫁を要求している背景には、林謙一郎氏が指摘されている如く、長期間に亘って行動を共にしていた吐蕃の前例を意識していた可能性が認められる[27]。諸点の見解を踏まえると、南詔が対等の敵国関係を意味する唐と吐蕃との甥舅関係を真似ようとしている態度を見て取ることが可能である。従って、唐代後半以降、唐と吐蕃との甥舅関係とは両国のみならず国際社会へも強い影響力を及ぼすものであったと考えられよう。

このことを五代に朱全忠と耶律阿保機との間で話が持ち上がった甥舅関係と

照らし合わせてみよう。確かに、耶律阿保機は後梁に称臣し、その冊封を受けた上で甥舅の国となることが論じられている。一方、先述した如く、唐代後半以降、唐と吐蕃との甥舅関係とは両国のみならず国際社会へも強い影響力を及ぼすものであった。とすれば、耶律阿保機が朱全忠との盟約を締結する際、単に後梁を唐の後継者であると捉えて下手に出て、以前における唐と契丹との婚姻に擬えてそのまま継承しているだけであるとは断定し難い。つまり、南詔が唐と吐蕃との甥舅関係を踏まえた上で対等な敵国関係に基づいた待遇を求めている態度と同様、このとき、耶律阿保機も前代に吐蕃のみが唐から甥舅の国と称されて対等な敵国関係となったことを充分に認識した上で行動したとも想定されるのではないであろうか。前節で明らかにした如く、契丹は和蕃公主の降嫁という外交政策の後退を明確に理解していた。それに加え、耶律阿保機は中原王朝と近隣諸国との甥舅関係を巡る意味をもよく把握した上で立ち回っていると思われるのである。彼を取り巻く当時の状況を考慮すると、李克用と朱全忠とを両者共に上手く利用するにあたり、後梁とのみ婚姻を結ぶことは決して得策ではない。彼にとって後梁から公主の降嫁を受けざるを得ないわけでもなく、例え実際に公主の降嫁を受けたとしても如何なる利益も存在しないであろう。これは、先に李克用との盟約を破棄した如く、次に朱全忠との盟約をも遂行せず、結果的にその冊封を受けていないことからも窺うことが出来る。後梁と契丹との間で盟約が締結された際に注目すべき点は、両者が甥舅の国となったことによって婚姻が行われたか否かを論じることではない。むしろ、契丹自身がこれまで記憶・経験してきた和蕃公主の降嫁という外交政策、及び、以前に吐蕃のみが唐から甥舅の国と称されて対等な敵国関係となったという事実、その両者を踏まえて充分に認識した上で、耶律阿保機は朱全忠との間で甥舅関係を結ぼうとしていたことにこそ重点を置くべきである。よって、この事例を通じ、当時における契丹の外交戦略のしたたかさが今まで以上に追究されたといえよう。

三　北宋における中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識について

前節では、五代諸朝との交渉において、契丹が和蕃公主の降嫁という外交政策の後退に加え、中原王朝と近隣諸国との甥舅関係を巡る意味をもよく把握した上で立ち回っていたことについて考察してきた。それ以降、中原王朝では北宋が再統一を果たし、契丹と対峙することとなる。周知の如く、景徳元（一〇〇四）年に澶淵の盟が締結され、これを以て両国は安定した関係を維持した。続いて、慶暦二（一〇四二）年に北宋と契丹との間で以前に取り決められていた盟約を改定する交渉が行われている。そのあらましは、当時の北宋における対西夏戦への困難に乗じ、契丹から北宋に対して関南十県（燕雲十六州の中で後周によって奪還された）の割地を要求したというものである。交渉の際、割地の代案として両国間での婚姻或いは歳幣の増額も言及された。この結果、以前に取り決められていた歳幣の銀一〇万両・絹二〇万匹にそれぞれ銀一〇万両・絹一〇万匹を増額したことで決着を見ている。よって、先行研究ではこの交渉を「増幣交渉」と称されることもあり、主にその経済的な側面が注目されてきた[28]。因みに、現在へ至るまでの筆者自身の研究においても、当該交渉、この中でも特に割地の代案として浮上した婚姻について論じたことがある[29]。ただし、それは主に北宋側からの視点に基づいたものであり、契丹側からの視点は不充分なものであったといわざるを得ない。よって、ここまで検討してきた唐代及び五代における中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対して契丹がそれを如何に認識していたのかという分析を踏まえ、慶暦二（一〇四二）年に行われた北宋と契丹との交渉を巡り、契丹側からの視点に基づいて改めて見てみる。

慶暦二（一〇四二）年、契丹の興宗から北宋の仁宋に対して関南十県の割地を要求する国書が届いたときのこととして、『続資治通鑑長編』巻一三五 仁宗紀 慶暦二（一〇四二）年の条に、

> 契丹遣宣徽南院使帰義節度使蕭英・翰林学士右諫議大夫知制誥同修国史劉六符来致書。…而六符及英先以書来求関南十県。…英等以故亦推誠無隠、

乃密以其主所欲得者告（富）弼、且曰、「可従、従之。不従、更以一事塞之。王者愛養生民、旧好不可失也」。弼具以聞。及英等至。命御史中丞賈昌朝館伴。朝廷議所欲与、不許割地、而許以信安僖簡王允寧女与其子梁王洪基結婚、或増歳賂。独弼以結婚為不可。

とある。このとき、北宋では契丹からの要求である関南十県の割地を断固として承諾せず、その代案として、北宋の公主（太宗の孫である趙允寧の女）と契丹の皇子（興宗の皇子である梁王洪基、後の道宗）との婚姻或いは歳幣の増額を検討していることがわかる。ここで議論された割地の代案である両国間での婚姻に関し、先行研究においては北宋・契丹のいずれが提示したものであるのかについて意見が分かれている。陶晋生氏は北宋側から提示されたものである可能性を指摘されている(30)。一方、日野氏・崔氏・毛利氏は契丹側から提示されたものである可能性を指摘している(31)。そうした点は、一見すると些細なことであるかもしれないが、当該交渉の主導権を巡る重要な要素をも含む論点である。まず、この問題について分析を行ってみよう。

既に、現在へ至るまでの筆者自身の研究において、唐代後半以降の中原王朝では近隣諸国に対して和蕃公主を降嫁することを否定的に捉える傾向が強まった結果、これは回避されるに至ったことを明らかにしてきた(32)。従って、再び詳細に述べることはしないが、その中でも特に契丹に関係する記述を幾つか挙げてみる。例えば、天福元（九三六）年、後唐において、端明殿学士・給事中の李崧が同僚の呂琦と共に李従珂（末帝）へ契丹との和親を提言したことを受け、李従珂がその提言を枢密直学士の薛文遇へ相談したときのこととして、『資治通鑑』巻二八〇 後晋紀一 天福元（九三六）年の条に、

帝以其謀告枢密直学士薛文遇。文遇対曰、「以天子之尊、屈身奉夷狄、不亦辱乎。又、虜若循故事求尚公主、何以拒之」。因誦戎昱昭君詩曰、「安危託婦人」。帝意逐変。一日、急召崧・琦至後樓、盛怒、責之曰、「卿輩皆知古今、欲佐人主致太平、今乃為謀如是。朕一女尚乳臭。卿欲棄之沙漠邪、且欲以養士之財輸之虜庭、其意安在」。二人懼、汗流浹背曰、「臣等志在竭愚以報国、非為虜計也。願陛下察之」。拝謝無数。帝詬責不已。呂琦気竭、

拝少止。帝曰、「呂琦強項、肯視朕為人主邪」。琦曰、「臣等為謀不臧。願陛下治其罪、多拝何為」。帝怒稍解、止其拝、各賜酒罷之。自是群臣不敢復言和親之策。

とある。このとき、実際に契丹が後唐へ求婚してきたわけではないが、後唐では和親に伴って契丹との間で婚姻が生じる可能性を否定的に捉えていることがわかる。同様に、北宋においても、婚姻に基づいた外交政策を否定的に捉える見解は存在した。例えば、『文荘集』巻二四 夏竦「平辺頌」の詩に、

無窮兵之忿　無和親之弱　無飛芻輦轂之労　無迎降畜附之費…得御戎之上策

とある。これは、先の澶淵の盟について詠まれたものであるが、そこに「和親」とあるのは国家間の婚姻を指しているのであろう。この際に注目すべき点は、和親が「弱」であるとみなされている点である。つまり、夏竦は契丹との婚姻よりも、澶淵の盟において締結された盟約の内容の方が「上策」であると捉えていることが確認し得る。また、前掲の『続資治通鑑長編』の史料中にある如く、右正言知制の富弼は契丹との婚姻へ強く反対していることが確認し得る。更に、御史中丞の賈昌朝も富弼と同じ立場から契丹との婚姻に強く反対している。そのときの彼の言を伝えて、『華陽集』巻三七に、

契丹遣使求関南之地、且議和親。復為館伴使。公言、「和親辱国、而尺地不可許」。

とある。このとき、賈昌朝も和親即ち契丹との婚姻を「辱国」であると捉えて反対していることがわかる。そのような態度は安史の乱以降の中原王朝に一貫して生じていた傾向である。こうした諸点を踏まえると、関南十県を巡る交渉に際して割地の代案に婚姻を提示したのが北宋側であるということはやはり考え難いであろう。

一方、契丹側から提示されたと主張する各氏の中でも特に毛利氏が興味深い指摘を行っている(33)。即ち、前掲の『続資治通鑑長編』の史料中に、

英等以故亦推誠無隠、乃密以其主所欲得者告（富）弼、且曰、「可従、従之。不従、更以一事塞之。王者愛養生民、旧好不可失也」。弼具以聞。

とある。このとき、契丹が北宋に対して割地に従えないのであれば代案を示すように要求していることがわかる。そのため、氏は、最初から契丹において関南十県の割地は本気ではなく、当然ながら北宋が割地を断固として承諾しないことを見越し、代案に婚姻及び歳幣の増額を暗示してきたのではないであろうかとしているのである。このような見解と、筆者が明らかにしてきた唐代後半以降の中原王朝では近隣諸国に対して和蕃公主の降嫁を行うことを否定的に捉える傾向が強まっていたこととを合わせ考えると、関南十県を巡る交渉に際して割地の代案に婚姻を提示したのが契丹側であるということはほぼ間違いない事実であるといえよう。当該交渉において、要求された割地のみならず代案として提示された婚姻をも回避したい北宋に対し、契丹は最初から主導権を握って優位に立っていたのである。

なお、先述した如く、両国間では最終的に婚姻ではなく歳幣の増額が選択されている。では、何故、わざわざ契丹は割地の代案として歳幣の増額のみならず婚姻をも同時に北宋へと提示したのであろうか。崔氏の指摘によると、当該交渉を巡って契丹は自らの要求を柔軟かつ不断に変化させているとしている(34)。そして、契丹が割地の代案として婚姻を提示した背景について、こうした態度は中国文化への憧れが作用したためであるとしている。確かに、契丹は唐の政治制度や思想文化を積極的に摂取して発展を遂げているが、澶淵の盟以降、北宋と契丹とが対等の関係であった当時の状況を考慮すると、果たして本当にそのような理解のみで良いのであろうか。また、北宋が婚姻に難色を示したからといって、契丹は歳幣の増額へと自らの要求を柔軟に変化させたといえるのであろうか。次に、この問題について分析を行ってみよう。

その後、北宋では関南十県の割地の代案として婚姻及び歳幣の増額を条件に、富弼と張茂実とが使者として契丹へと赴き、交渉に臨むこととなった。即ち、同年、富弼と契丹側の窓口役を務めた劉六符との駆け引きを伝えて、『続資治通鑑長編』巻一三七 仁宗紀 慶暦二（一〇四二）年の条に、

> 六符又曰、「吾主恥受金帛、堅欲十県、如何」。弼曰、「南朝皇帝嘗言、朕為人子孫、豈敢妄以祖宗故地与人。昔澶淵白刃相向。章聖尚不与昭聖関南。

豈今日而可割地乎。且北朝欲得十県、不過利其租賦耳。今以金帛代之、亦足坐資国用。朕念両国生民、不欲使之肝脳塗地、不愛金帛以徇北朝之欲。若北朝必欲得地、是志在背盟棄好。朕独能避用兵乎。且澶淵之盟、天地神祇、実共臨之。今北朝先発兵端。朕不愧於心、亦不愧天地神祇矣」。六符謂其介曰、「南朝皇帝存心如此、大善。当共奏、使両主意通」。

とある。このとき、劉六符の発言中に「吾主恥受金帛」とある如く、契丹側としては決して歳幣の増額が本意ではなく、飽くまで割地が論じられるべきであるということをしきりに強調していることがわかる。しかし、同時に史料中から、北宋側としては割地の代案に歳幣の増額を行う用意があるという主旨の富弼の発言を聞いた劉六符はその状況を大いに喜んでいることも見て取ることが可能である。とすれば、当該交渉において、北宋が割地を断固として承諾しないことを見越していた契丹の目的は最初から歳幣の増額であったと想定されよう。続いて、同年、富弼と劉六符との駆け引きを伝えて、同条に、

退而六符謂弼曰、「皇帝聞公榮辱之言、意甚感悟。然金帛必不欲取、惟結婚可議爾」。弼曰、「結婚易以生釁、況夫婦情好難必、人命修短或異、則所託不堅、不若増金帛之便也」。六符曰、「南朝皇帝必自有女」。弼曰、「帝女才四歳。成婚須在十余年後、雖允迎女成婚、亦在四五年後。今欲釈目前之疑、豈可待哉」。弼揣敵欲婚、意在多得金帛、因曰、「南朝嫁長公主故事、資送不過十万緡爾」。由是敵結婚之意緩、且諭弼帰。

とある。このときも、劉六符の発言中に「然金帛必不欲取」とある如く、契丹側としては決して歳幣の増額が本意ではなく、割地を無理とするならばあくまで婚姻が論じられるべきであるということをしきりに強調していることがわかる。それに対し、富弼は婚姻の成立の困難さを挙げると共に、長公主の資装費は以前の故事に基づいても一〇万緡に過ぎない少額であるということを告げている[35]。これを以て両国の協議は一旦中断した。

前掲の記述を一見すると、契丹が婚姻に伴う資装費の少額を理由に話し合いを止めているかのようでもある。しかし、果たして本当にそのような理解のみで良いのであろうか。本稿では、唐代及び五代を通じ、契丹は中原王朝との婚

姻に基づいた外交政策が有する性格及びこれがもたらす影響をよく把握していたということを明らかにしてきた。先述した如く、実際に契丹は唐から幾度も和蕃公主の降嫁を受けており、その場合に資装費の額は二〇万緡であった。一方、ウイグルに対して真公主を降嫁する際、唐は五百万緡にも上る莫大な額の資装費を贈っている。こうしたことは、ウイグルの傘下へと入り、そのスパイ役として唐で諜報活動を繰り広げていた当時の契丹も熟知していた。よって、富弼が長公主の資装費は以前の故事に基づいても一〇万緡に過ぎない少額であるということを告げているのが、事実と異なっているということを契丹は察知していたといえよう。また、同様に諜報活動を通じ、唐代後半以降の中原王朝では近隣諸国に対して和蕃公主の降嫁を行うことを否定的に捉える傾向が強まっていたことも熟知していたと思われる。実際に中原王朝と契丹との間の事例においても、後唐では李従珂が契丹へ公主を降嫁することを強く拒絶しており、北宋でも全く同様の態度が先の澶淵の盟について詠まれた夏辣の詩に既に見えている。よって、北宋が婚姻に基づいた外交政策に難色を示すであろうということを契丹は察知していたと考えられよう。以上の諸点を踏まえると、当該交渉を巡って契丹は北宋に対し、終始一貫して主導権を握り、優位に立っていたことが一層明らかとなる。先述した如く、契丹の目的は最初から歳幣の増額であった。とはいえ、冒頭からあからさまに歳幣の増額を要求することは契丹としても憚られたため、北宋が断固として承諾しないことを睨んで割地及び婚姻を持ち掛け、結果的に間違いなく歳幣の増額へと決着を見るように交渉を誘導したのである。つまり、このような成果を達成することが可能であったのは、唐代及び五代を通じ、契丹は中原王朝との婚姻に基づいた外交政策が有する性格及びそれがもたらす影響を確実に認識していたためであることに他ならない。唐と上下の関係であった場合と異なり、北宋と対等の関係となった契丹にとり、最早、和蕃公主の降嫁は全く不必要なものであった。しかし、逆に交渉を有利に運ぶための手段として婚姻を用いるに至ったというこの背景には、当時の契丹における高度なレベルにまで展開を遂げた外交戦略の姿を窺うことが出来よう。

そして、同年、最終的に歳幣の増額が取り決められたときのこととして、同条に、

富弼・張茂実以八月乙未至契丹清泉淀金氊館、持国書二・誓書三。…翌日、引弼等見契丹国主。太弟宗元子梁王洪基侍、蕭孝思孝穆・馬保忠・杜防分立帳外。国主曰、「姻事使南朝骨肉睽離、或公主与梁王不相悦、則将奈何。固不若歳増金帛…」。…於是敵留所許歳増金帛二十万誓書。

とある。これを以て北宋と契丹との関係は以前よりも安定したものとなり、そうした状況が両国のみならず西夏や高麗等をも含んだ国際的な秩序の維持に繋がっていったのである。

おわりに

以上の考察をまとめると以下の如くである。

① 唐代前半に契丹は唐から幾度も和蕃公主の降嫁を受けている。唐との結び付きを利用し、契丹の君長は唐から和蕃公主が降嫁されることによって国内における自らの地位を保っていた。降嫁する側の唐のみならず降嫁される側の契丹も和蕃公主を恩寵として捉えていたのである。しかし、安史の乱の前後へ至ると様相は異なってきた。契丹は降嫁された和蕃公主を殺害して唐から離反している。契丹にとって和蕃公主は唐から恵み与えられた恩寵ではなく、最早、単なる足枷にしか過ぎなくなってしまった。唐代後半以降、契丹はウイグルの傘下へと入り、このスパイ役として唐で諜報活動を繰り広げている。ウイグルの政治的な影響力が強く及んでいた契丹は、唐からウイグルへ行われた和蕃公主の降嫁が、建前としては上下関係に基づいて実施されながらも、本当の目的はウイグルが唐から莫大な額の資装費をせしめるためであったということを把握していた。つまり、統一王朝としての唐の勢威が衰退するに伴い、その恩寵的な側面が消失していくことを明確に理解していた契丹における和蕃公主の降嫁に対する認識の変遷を辿り得るのである。

② 五代において、後梁の朱全忠と耶律阿保機との間で盟約が締結された

（最終的に不成立）。この際に注目すべき点は、両者が甥舅の国となったことによって婚姻が行われたか否かを論じることではない。むしろ、契丹自身がこれまで記憶・経験してきた和蕃公主の降嫁という外交政策、及び、以前に吐蕃のみが唐から甥舅の国と称されて対等な敵国関係となったという事実、その両者を踏まえて充分に認識した上で、耶律阿保機は朱全忠との間で甥舅関係を結ぼうとしていたことにこそ重点を置くべきである。よって、この事例を通じ、当時における契丹の外交戦略のしたたかさが今まで以上に追究されたといえる。

③　慶暦二（一〇四二）年、北宋と契丹との間で以前に取り決められていた盟約を改定する交渉が行われた。当該交渉を巡って契丹は北宋に対し、終始一貫して主導権を握り、優位に立っている。契丹の目的は最初から歳幣の増額であった。とはいえ、冒頭からあからさまに歳幣の増額を要求することは契丹としても憚られたため、北宋が断固として承諾しないことを睨んで割地及び婚姻を持ち掛け、結果的に間違いなく歳幣の増額へと決着を見るように交渉を誘導している。このような成果を達成することが可能であったのは、唐代及び五代を通じ、契丹は中原王朝との婚姻に基づいた外交政策が有する性格及びそれがもたらす影響を確実に認識していたためであることに他ならない。唐と上下の関係であった場合と異なり、北宋と対等の関係となった契丹にとり、最早、和蕃公主の降嫁は全く不必要なものであった。しかし、逆に交渉を有利に運ぶための手段として婚姻を用いるに至ったというこの背景には、当時の契丹における高度なレベルにまで展開を遂げた外交戦略の姿を窺うことが出来る。

以上、本稿では、契丹において中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識は如何なるものであったのかという観点から、建国前後の時代を通じ、契丹が有していた外交戦略の理念及びその展開の過程を追究してきた。唐代における和蕃公主の降嫁事例を踏まえてこの記憶・経験を活かし、五代諸朝及び北宋と関係を結ぶにあたって契丹自らが優位に立てるよう、外交政策としての

婚姻を巧妙に駆使している現実が顕著に示されていた。

一方、中原王朝との間で婚姻が成立することはなかったものの、同時に契丹は西夏をはじめとする近隣諸国へ盛んに公主降嫁を行っている。では、それは如何なる背景の下に実施されたのであろうか。合わせてこの点を分析することにより、契丹における外交システムの実態を更に解明することが可能となろう。そうした検討は今後の課題としたい。

注

(1) 拙論「唐代の和蕃公主を巡る諸問題について」(『九州大学東洋史論集』第三四号、二〇〇六年に初出)、「漢唐間における和蕃公主の降嫁について」(『史学雑誌』第一一七編 第七号、二〇〇八年に初出)、「五胡十六国北朝における和蕃公主の降嫁―その時代的特質との関連について―」(『歴史学研究』第八五五号、二〇〇九年に初出)、「唐代における和蕃公主の降嫁を巡って―対吐蕃関係を中心とした―」(『唐代史研究』第一二号、二〇〇九年に初出)、「五代十国北宋における和蕃公主の降嫁について」(『九州大学東洋史論集』第三八号、二〇一〇年に初出)、拙著『王昭君から文成公主へ―中国古代の国際結婚―』(九州大学出版会、二〇一二年に採録)参照。

(2) 拙論「和蕃公主の降嫁における婚儀の実態」(『東方学』第一二四輯、二〇一二年)参照。

(3) 拙論「唐代和蕃公主考―降嫁に付随して移動したヒトとモノ―」(『九州大学東洋史論集』第四一号、二〇一三年)参照。

(4) 既に、筆者は、契丹西夏金元における婚姻に基づいた外交政策の事例について考察を行ったことがあるが、それは充分なものとはいえず、一側面からの検討に留まっているため、詳細な研究が求められる(拙著前掲論著(前掲注(1))一五四～一七〇頁参照)。

(5) 杉山正明『遊牧民から見た世界史 民族も国境もこえて』(日本経済新聞社、一九九七年)参照。

(6) 田村実造『中国征服王朝の研究』(東洋史研究会、一九六四年)、愛宕松男『アジアの征服王朝』(河出書房、一九六九年)、島田正郎『契丹国 遊牧の民キタイの王朝』(東方書店、一九九三年)等参照。

(7) 毛利英介「澶淵の盟の歴史的背景」(『史林』第八九巻 第三号、二〇〇六年)、古松崇志「契丹・宋間の澶淵体制における国境」(『史林』第九〇巻 第一号、二〇〇七年)、井黒忍「金初の外交史料に見るユーラシア東方の国際関係」(『遼金西夏研究の現在』第三号、二〇一〇年)等参照。

(8) 拙論前掲論文(前掲注(1)・(2))参照。

(9)　田村氏前掲論著（前掲注（6））八九・九五～九六頁参照。

(10)　日野開三郎氏は、契丹は唐の勢力が強力な際に唐へ附き、それと対峙していた突厥の勢力が強力な際に突厥へ附くいわば「附随勢力」であったとされている（日野氏「唐代の和蕃公主」（『久留米大学論叢』第二七巻 第二号、一九七八年に初出、『日野開三郎東洋史学論集』第九巻、三一書房、一九八四年に採録）二四〇頁参照）。因みに、杉山氏も、同様の意味で契丹を「不安定要因」と称している（杉山氏『疾駆する草原の征服者 遼西夏金元』二〇〇五年、講談社、九八頁参照）。

(11)　金子修一「唐代の国際文書形式」（『史学雑誌』第八三編 第一〇号、一九七四年に初出、『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、二〇〇一年に採録）一三一～一三五頁参照。

(12)　拙論前掲論文（前掲注（3））八八頁参照。

(13)　松井太「契丹とウイグルの関係」（『契丹（遼）と１０～１２世紀の東部ユーラシア』アジア遊学、二〇一二年）五七頁参照。

(14)　日野氏前掲論文（前掲注（10））二九五頁参照。

(15)　毛利氏前掲論文（前掲注（7））七八頁参照。

(16)　崔明徳『中国古代和親史』（人文出版社、二〇〇五年）三五九～三六〇頁参照。

(17)　金子氏前掲論文（前掲注（11））一六五頁参照。

(18)　井黒氏は、唐と吐蕃との間で締結された建中会盟及び長慶会盟における両国の対等な敵国関係は、後に北宋と契丹との間で締結された澶淵の盟の原型であり、唐代を始点とする「盟約の時代」を象徴するものであるとしている（井黒氏前掲論文（前掲注（7））三一頁参照。

(19)　金子氏前掲論文（前掲注（11））一五〇頁参照。

(20)　佐藤長『古代チベット史研究』下巻付録「唐蕃会盟碑の研究」（東洋史研究会、一九五八・一九五九年）参照。

(21)　佐藤氏前掲論著（前掲注（20））九一四頁参照。

(22)　金子氏前掲論文（前掲注（11））一五一頁参照。

(23)　崔氏前掲論著（前掲注（16））三五九～三六〇頁参照。

(24)　『旧唐書』巻一八〇 李載義伝に、「載義因召李暢与語曰、「（ウイグル）可汗使将軍朝貢、以固舅甥之好、不当使将軍暴践中華…」。」とある。このとき、李載義が唐とウイグルとは舅甥（甥舅）関係であると発言していることがわかる。しかし、それは唐の一人物が私的に認識しているものであり、唐が国際文書において公的に表現しているものではない。従って、この事例を以て唐とウイグルとを甥舅関係であるとみなすことは出来ない。

(25)　崔氏前掲論著（前掲注（16））三五九～三六〇頁参照。

(26)　金子氏前掲論文（前掲注（11））一五四頁参照。

(27)　林謙一郎「南詔国後半期の対外遠征と国家構造」（『史林』第七五号、一九九二年）一三一～一三二頁参照。

なお、本文で挙げた他にも、唐に対する南詔の交渉には、留学生を送るという唐と吐

蕃との関係を踏まえたといえる点が存在する。『新唐書』巻二二二中 南蛮伝中 南詔咸通一四（八七三）年の条参照。

(28) 日野氏前掲論文（前掲注（10））、聶崇岐「宋遼交聘考」（『宋史叢考』中華書局、一九八〇年）、陶晋生『宋遼関係史研究』（中華書局、二〇〇八年）等参照。

(29) 拙著前掲論著（前掲注（1））参照。

(30) 陶氏前掲論著（前掲注（28））七八頁参照。

(31) 日野氏前掲論文（前掲注（10））三〇四頁、崔氏前掲論著（前掲注（16））三八八頁、毛利氏「遼宋盟約改定交渉（重熙再盟）と契丹の国内情勢」（二〇一〇年度東洋史学研究会研究発表、五～六頁）参照。

(32) 拙著前掲論著（前掲注（1））参照。

(33) 毛利氏前掲研究発表（前掲注（31））五～六頁参照。因みに、氏は、契丹が婚姻を提示するに至った背景を巡って当時の契丹が抱えていた国内問題にも注目している。そして、契丹において皇后は蕭姓を名乗る複数の特定の家系から輩出する仕組みとなっており、このとき、北宋との婚姻が提示されたのは、次期皇后の決定権に関して興宗が対立する欽哀派を牽制しようとした側面の存在の可能性を指摘している。筆者はそのような見解の是非について述べる立場にないが、外交問題を国内情勢とも関連させて理解する重要な考察である。

(34) 崔氏前掲論著（前掲注（16））三九〇～三九一頁参照。

(35) 『宋史』巻一七九 食貨下一に、「王安石執政、議置三司條例司、講修銭穀之法。帝因論措置之宜、言、「…一公主至費七十万緡…」。」とある。このとき、北宋における公主降嫁の資装費は七〇万緡であったことがわかる。従って、富弼が契丹へ告げた長公主の資装費の額は、以前の故事のみならずそもそも北宋の実情からも大きく乖離したものであった。拙著前掲論著（前掲注（1））一五一頁参照。

附記

本稿は平成二五年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B））による研究成果の一部である。